

令和4年度財政援助団体等監査について、横手市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和5年1月31日

監査報告書により指摘された事項の状況報告

種類 令和4年度 財政援助団体等監査

期間 令和4年7月6日～令和4年11月29日

範囲 令和3年度事業を対象

①出資団体 2団体

②公の施設の指定管理者 1団体（3施設）

③補助金等交付団体 所管部局に対して実施 2団体（4補助金）

対象団体	指摘事項	回答
<p>株式会社 横手殖林社</p>	<p>(1) 出資団体に対して ア 令和3年の人件費が4,631千円と平成29年の人件費1,141千円の約4倍となっている。これはこれまでの団体の経営内容、経営規模、過去の経営状況から人件費が過大となっており、将来的に事業の継続が困難になることが見込まれる。 イ 株主総会の議事録について、総会案件2. その他について記載がないため、その他案件の有無及び発言の有無が確認できない。会議内容等を記録することは重要な事であり、また、情報の共有を図る観点からも正確な議事録作成に努められたい。 ウ 通勤手当の支給に誤りがある。過大に支給された手当の額を確定し、差額分を団体に返還されたい。 エ 社員個人の携帯電話等を使用し、個人に対し電話使用料、データ通信料を支払っている。請求額の根拠が不明確であり不適正であるため、直ちに個人に対する電話使用料等の支払いを見直されたい。 オ 給与規程の積算根拠が不明確である。また、他の横手市出資団体と比較して高額な給料、諸手当の規程となっている。団体の事業規模、経営内容に見合った給与規程に改められたい。 カ 支出の大半を小口現金から支払っている。また、レシート等による会計処理は不適正であるため小口現金での支払いは、真にやむを得ない必要最低限の支出とし、必ず団体あての領収書を添付されたい。 キ 経理規程に基づく四半期毎の経営分析が社長へ報告されていない。 ク 経理規程に基づく収支予算書が作成されていない。</p>	<p>(1) ア 令和元年度に正社員を採用したため人件費が増額している。 会社経営の継続については、次期株主総会で方向性を確認する。 イ 株主総会の議事録は漏れなく記載する。 ウ 通勤手当の誤りについて、支給経路に変更があった時期に遡及して返還させる。 エ 会社が携帯電話を契約し適正な使用に変更する。 オ 給与規程の積算根拠は、市内の林業経営体を参考にしたもので、総合的に判断する。 カ 支出の会計処理を領収書添付を基本にするとともに、小口現金での支払いは必要最低限の支出とする。 キ 林業に関わる経営分析は、四半期毎でなく通年による分析としたいので経理規程の一部見直しを図りたい。 ク 収支予算書を作成し経理成績を明らかにする。</p>

対象団体	指摘事項	回答
<p>株式会社 横手殖林社</p>	<p>(2) 所管部局に対して 団体の経理事務がほぼ一名で行われており、 経理状況の把握・検証が行われていないため、 指導・監督に努められたい。</p>	<p>(2) 処理する経理状況の把握と適正な事務 執行に努める。</p>
<p>株式会社 天下森振興公社</p>	<p>(1) 出資団体に対して ア キャッシュ・フロー計算書の数値に誤り がある。 イ 取締役会を四半期毎に開催し、経営状況 の報告に努められたい。 (2) 所管部局に対して 数値等に誤りがある営業報告書を受理してい る。提出資料を精査し内容に不備がある場合 は、指導・監督に努められたい。</p>	<p>(1) ア 出資団体に対し、正確な報告が行われる よう指導し、改善した。 イ 出資団体に対し、取締役会等の開催を指 導し、経営状況の共有を図ることとした。 (2) 報告書類提出時期にヒアリングを実施 し、提出資料の事前チェックの強化を図る。</p>
<p>株式会社 横手市自然体験型交流施設 指定管理者・ 天下森振興公社</p>	<p>(1) 公の施設の指定管理者に対して 営業期間及び営業時間の変更については、通 知により行うことと基本協定書に規定されて いるが、手続きを行っていない。 (2) 所管部局に対して 基本協定書の規定の遵守を指導されたい。</p>	<p>(1) 指定管理者に対し、基本協定に基づ き、書面による協議を行うよう指導し、改善 した。 (2) 指定管理者に対し、基本協定書の規定 を遵守するよう指導した。</p>
<p>株式会社 横手市農林水産物直売施設 指定管理者・ 天下森振興公社 食材供給施設</p>	<p>(1) 公の施設の指定管理者に対して 休業日の変更については、通知により行うこ とと基本協定書に規定されているが、手続き を行っていない。 (2) 所管部局に対して 基本協定書の規定の遵守を指導されたい。</p>	<p>(1) 指定管理者に対し、基本協定に基づ き、書面による協議を行うよう指導し、改善 した。 (2) 指定管理者に対し、基本協定書の規定 を順守するよう指導した。</p>

対象団体	指摘事項	回答
株式会社指定管理者・ 株式会社 横手市天下森スキー場	(1) 公の施設の指定管理者に対して特に指摘する事項はなかった。 (2) 所管部局に対して業務報告書を関係部署に合議していない。	(2) 業務報告書を関係部署に合議し、改善した。
横手市一般社団法人 観光協会等事業補助金 (事業費補助)	(1) 補助金交付団体に対して特に指摘する事項はなかった。 (2) 所管部局に対して市長の職務代理者設置期間に通知した補助金等交付決定変更通知が職務代理者名となっていない。	(2) 複数の職員で確認するなど再発防止策を講じていく。
横手市一般社団法人 観光協会等事業補助金 増田町観光協会	(1) 補助金交付団体に対して ア 補助金等交付申請時から支出科目、金額が大きく変更となる場合は、横手市補助金等の適正化に関する規則に基づき補助金変更手続きを行われない。 イ 人件費や花火経費を複数の事業から支出しているため、明確化が図られるよう支出を一本化されたい。 (2) 所管部局に対して補助金の事務処理について、適宜確認し指導されたい。	(1) (2) 事業に変更が生じた際の事務手続きを確認するなど、書類の整備について意見交換を行った。 今後は、情報交換を密に行いながら、例規に即した補助金の事務処理に努めていく。